

亀山市告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21893
- 3 路線名 田村23号線
- 4 道路の区間  
(1) 起点 田村町字西谷36番1地先  
(2) 終点 田村町字西谷6番8地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21894
- 3 路線名 田村24号線
- 4 道路の区間  
(1) 起点 田村町字西谷6番13地先  
(2) 終点 田村町字西谷6番18地先
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41337

3 路線名 鷲山起し2号線

4 道路の区間

(1) 起点 関町鷲山字起し4番27地先

(2) 終点 関町鷲山字起し4番28地先

5 重要な経過地 なし

#### 第4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 11214

3 路線名 徳原35号線

4 道路の区間

(1) 起点 川崎町字貢1577番1地先

(2) 終点 川崎町字貢1577番6地先

5 重要な経過地 なし